［2022.9.1 仙台シンポ資料］

個人情報保護法ガイドライン（行政機関編）、Q&A と地方公共団体の動向

2022 年 9 月　弁護士　森田　明

この資料は、2021 年個人情報保護法改正による個人情報保護条例改正に関する主な論点について、ガイドライン・Q&A の見解と、地方公共団体の動向を紹介するものである。

ガイドライン・Q&A の表記、答申等の引用は適宜略記した

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関編）○頁」→**「ガ○」**

「個人情報の保護に関する法律についての Q&A（行政機関編）」　Q&A の番号を表記

（Q がなくとも意味が分かるものについては Q を省略した）

「コメント」は筆者によるもの、下線も筆者による

「地方公共団体の動向」として紹介するものについて

これまでに入手した、次の審議会の答申若しくは答申素案から紹介する。

・神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の答申（2022.5.30）→**「神奈川県」**

個情委に批判的な見解も述べており、これまでの水準を後退させないという姿勢

・京都市情報公開・個人情報保護審議会の答申（案）（2022.6 月）→**「京都市」**

パブコメのために公表されたもの。条例の独自性を残すため苦心した跡がここに紹介した以外にも随所に見られる

・横浜市個人情報保護審議会の中間取りまとめ（2022.6 月）→**「横浜市」**

パブコメのために公表されたもの。他に同市情報公開・個人情報保護審査会の答申が２つ（個人情報保護条例中の主に請求権関係と、情報公開条例関係のもの）ある

→前者は**「横浜市審査会」**、後者はここで引用するところはない

・藤沢市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要（2022.6 月）→**「藤沢市」**

パブコメのために公表された条例概要。ここで紹介するものの中では際立って国寄りの内容だが、こうした方針の地方公共団体は少なくないと思われる

・北海道「個人情報の保護に関する法律施行条例（仮称）」（素案）（2022.6 月）→**「北海道」**

パブコメのために公表された条例素案。現行条例の理念を後退させない、としている

・逗子市個人情報保護運営審議会の答申（2022.8 月）→**「逗子市」**

［条例についての基本的な考え方］

（ガイドラインの目的）　　＊ここでの（　）の小見出しは筆者による

地方公共団体において、個人情報の取扱いや開示等手続に関して、法の規定の範囲で条例、規則等で独自の規定を定めている場合には、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人は、個人情報の取扱いに当たり、法及び本ガイドラインに加えて、当該規定に沿った対応を行う必要がある。また、本ガイドラインのうち、地方公共団体に適用される部分については、地方公共団体に対する技術的な助言として

の性格を有するものである。ただし、本ガイドラインの中で、「しなければならない」、「してはならない」及び「許容されない」と記述している事項については、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人についても、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。　ガ１

（条例との関係）

令和3年改正法は、活発化する官民や地域の枠を超えたデータ利活用に対応するため、別個の法律や条例による規律により生じていた旧法制の不均衡・不整合を是正し、個人情報等の適正な取扱いのために必要な全国的な共通ルールを法律で設定することを目的としている。こうした令和3年改正法の趣旨を踏まえて、法においては、条例で定めることが想定される次の事項について、委任規定が設けられている。

・開示等請求における手数料（法第8条第2項）

・行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料（法第119条第3項及び第4項）

また、条例による独自の保護措置に関する規定である法第60条第5項（条例要配慮個人情報）を含む次の規定において、一定の事項について条例で定めることが許容されている。

・「条例要配慮個人情報」の内容（同項）

・個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項（法第75条第5項）

・ 開示等請求における不開示情報の範囲（法第78条第2項）

・ 開示請求等の手続（法第107条第2項及び第108条）

・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問（法第129条）

一方、個人情報保護やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないもの（例：オンライン結合に特別の制限を設ける規定、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定）について、条例で独自の規定を定めることは許容されない。

ただし、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。

また、法と重複する内容の規定を条例で定めることは、同一の取扱いについて適用されるべき規定が法と条例とに重複して存在することとなるため、法の解釈運用を委員会が一元的に担うこととした令和3年改正法の趣旨に照らし、許容されない。　　ガ74

Ｑ９－２－１地方公共団体内部の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の安全管理のために保護責任者等の地方公共団体独自の役職を置いたり、当該役職者に対して内部調査権限を付与したり、地方公共団体内部の機関間の権限関係を定める等の制度を設けることは可能か。

Ａ９－２－１地方公共団体の内部管理として、そうした制度を設けることは妨げられません。

（委員会による監視）

令和3年改正法により、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえ、独立規制機関である委員会が公的部門を含め個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が確立された。これにより、委員会は、法第5章の規定の円滑な運用を確保するために必要な場合には、行政機関の長等（会計検査院を除く。）及び法第58条第1項各号に掲げる法人に対して、資料の提出

の要求及び実地調査（法第156条）、指導及び助言（法第157条）並びに勧告（法第158条）を行う。委員会は、個人情報保護法の一元的な解釈権限を有することから、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであっても、法第5章の円滑な運用が図られていないと判断した場合には、「資料の提出の要求及び実地調査」、「指導及び助言」並びに「勧告」を行うことがある。　　ガ72

（地方公共団体による必要な情報等の提供の求め）

地方公共団体は、地方公共団体の機関、地方独立行政法人、その区域内の事業者及び住民による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、委員会に対し、必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができる（法第166条第1項）。地方公共団体においては、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましい。

（条例の届出）

地方公共団体の長は、法の規定に基づき個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を委員会に届け出なければならない（法第167条第1項）とされており、法の規定に基づき定めた全ての条例（条例で定めることを妨げるものではないとされているもの及び個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項について条例で独自の規定を定める場合を含む。）の制定及び改廃が届出の対象となる。

届出が必要な条例か否かは、当該条例の名称等の形式的事項ではなく、当該条例の各規定について、法の趣旨・目的に照らして実質的に判断する必要がある。委員会は、条例を定めた旨及びその内容の届出があったときは、当該届出に係る事項をインターネットの利用その他適切な方法で公表する（同条第2項）。地方公共団体においては、個人情報の保護に関する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、委員会に連絡することが望ましい。　　ガ73

Ａ９－１－１法の目的や規範に反することがなく、また、事業者や市民の権利義務に実体的な影響を与えることがない限りにおいて、法施行条例上に独自の理念規定を設けることは妨げられません。

コメント

・「地方公共団体に対する規律についても、解釈運用・監視監督を委員会が一元的に担う仕組み」は誤り

・改正法５条は、「地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」としている。

・「法に委任規定が置かれていないもの…について、条例で独自の規定を定めること」や「法と重複する内容の規定を条例で定めること」が許容されないとするのは根拠がなく、誤り。

・地方公共団体に「個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、速やかに委員会に連絡することが望ましい。」「個人情報の保護に関

する条例を定めるに当たり、個人情報の適正な取扱いを確保するために情報提供又は助言が必要であると判断した場合には、委員会に連絡することが望ましい。」は引用した条文の趣旨を超えるもので行き過ぎ

・「個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことも考えられる。」とあるので、この観点から地方公共団体は独自性を打ち出すべき

地方公共団体の動向

「神奈川県」　条例の「最重要の目的である「個人の権利利益を保護する」という観点から取り組むことが県へ求められる」「これまでに行ってきた個人情報保護の水準を不当に下回ることのないよう」対応を求める

「京都市」　「これまでの京都市の実績や実情に応じ、独自の仕組みを加えることが重要」

「藤沢市」　「法の規定に則って個人情報の保護を適正に行ってまいります」

「北海道」「現行条例の基本的理念を後退させることのないよう、必要な規定を定めます」

「逗子市」　「法改正に対応することにより本市の個人情報保護のレベルを後退させてはならないことは当然であり、本市の機関は、住民らの個人情報保護に責任を持つ立場であることを自覚し、自立的、主体的に個人情報保護に努めるべきである」

［目的、適用範囲、定義等］

①　条例の名称

コメント

国は「個人情報保護法施行条例」のひな型を配布しているが「施行条例」という名称にしなければならないとはしていない。従来の条例を廃して「施行条例」という名称にするのは地方自治の敗北というべき。

地方公共団体の動向

「神奈川県」　議論せず（施行条例としないことが当然の前提との認識）

「藤沢市」「北海道」　法施行条例とすることが前提

「逗子市」　「逗子市独自の個人情報保護施策についても記載されることから、名称については法施行条例とすべきではない」

②　条例の目的

コメント

法の目的規定と同じである必要はない。独自の理念規定を置くことは良いとしているので、目的に基本的人権の保障や、プライバシー、自己情報コントロール権などを書き込むことも可能なはず

地方公共団体の動向

「逗子市」「目的規定の条文は、新たに作成される条例においても、現行の理念を維持し、できるだけ生かすべき」

③ 議会について

法第5章が規定する行政機関等の個人情報の取扱いに係る義務等に関する規律の適用対象とされていないが、個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましい。　ガ10

地方公共団体の動向

「神奈川県」　議会においても、条例等の規律により、個人情報の取扱いに係る必要な保護措置を定めることが適当

「京都市」　現行条例では適用対象、現行条例と同じ実施機関を新条例の適用対象とすることが望ましい

④ 個人情報の照合の容易性

コメント

個人情報保護法は、個人識別可能性について「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む」（2条1項1号）として、容易に照合できない場合は識別可能性はなく、個人情報に当らないとしている。個人情報保護条例では「容易に」という制限をしていないものが多くあり、法に合わせることで、保護すべき個人情報の範囲が狭くなるという問題がある。

地方公共団体の動向

「神奈川県」「京都市」　条例では容易性の制限はないが、従来から国と同様の運用をしており、影響はないとする

⑤ 死者の個人情報

Ｑ２－２－１死者に関する情報のうち生存する遺族の個人情報に該当する情報について、法施行条例で特定の情報がこれに該当する旨を定めることはできるか。 *Ａ２－２－１死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」（法第2条第1項）に当たります。死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。一方で、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられません。*

地方公共団体の動向

「神奈川県」　もともと法と同様「生存する個人の情報」に限定していたので、答申では触れていない

「京都市」　請求者自身の個人情報として捉えることができない情報については、開示請求手続き等について、運用面での手当てが必要

「藤沢市」　改正後は、死者の個人情報は個人情報の定義から外れる

⑥　条例要配慮個人情報を定めること

条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として当該地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（法第60条第5項）。地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についても、法第2条第3項に規定する要配慮個人情報の定義及び関係する規律が適用されるが、これとは別に、条例において上記の記述等を規定することができる。なお、条例において上記の記述等を規定する場合には、委員会に事前に相談することが望ましい。　　ガ16

地方公共団体の動向

「神奈川県」　現時点で定めは置かないが、「本県における新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時、規定の検討を行うことが望ましい」とする

「京都市」　改正法で現行条例に相当する定義があり、特段の手立てを講じる必要はない

「横浜市」　条例要配慮個人情報を規定する必要はない

「逗子市」　「今後の課題として検討していくことが必要」

⑦　個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務登録簿

地方公共団体の機関、地方独立行政法人にも、法第75条第1項の規定により、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられるが、地方公共団体の機関、地方独立行政法人が作成する個人情報ファイル簿には、行政機関の長等及び同項各号に掲げる法人が作成する場合に記載しなければならない事項に加えて、記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載しなければならない（法第75条第4項）。なお、地方公共団体の機関、地方独立行政法人においては、当該地方公共団体又は当該法人を設立する地方公共団体の定める条例で定めるところにより、個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿（個人情報を取り扱う事務単位で作成された帳簿等）を作成し、公表することも可能である。このような帳簿を作成・公表する場合であっても、当該地方公共団体の機関、地方独立行政法人（同号に掲げる法人を含む。）においては、個人情報ファイル簿についても作成・公表を行わなくてはならない（法第75条第5項）　　ガ41

Ａ４－２－１本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが（法第74条第2項第9号、第75条第2項第1号及び政令第20条第2項）、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません。

地方公共団体の動向

「神奈川県」　「1000 人未満は対象外」のため、個人情報事務登録簿の対象のうち、個人情報ファイル簿の対象となるものは 1 割程度。個人情報ファイル簿とは別に

これまで通り個人情報事務登録簿を作成するか、個人情報ファイル簿を法定の範囲を超えて作成することが望ましいとしたが、どちらにすべきかについては明確な結論を出していない

「京都市」　1000 人に満たないものも含め、個人情報ファイル簿の作成・公表をする

「横浜市」「逗子市」　現行と同様、個人情報を取り扱うすべての事務について届け出を行い、審議会に報告する。

「北海道」　1000 人未満のものについて個人情報取扱事務登録簿を作成

［個人情報の取扱い］

⑧ 審議会の位置づけと役割

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。　ガ 71

Ａ７－１－１「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

・定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

・法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

Ａ７－１－３法第129条は審議会等に対して地方公共団体の機関が行う諮問について規定するものであり、地方公共団体が附属機関等として設置する審議会等が自発的に行う調査、審議又は意見陳述を妨げるものではありません。ただし、地方公共団体が調査等を受けることを事実上の要件としたり、審議会の意見を尊重することを義務として定めるような法施行条例の規定を設けることはできない点に留意する必要があります。

Ａ７－１－４法第129条の規定に基づく審議会等への諮問については、「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」に行うことができることとされており、諮問事項についての専門的な知見を有さない住民代表のみで構成された審議会等に対して諮問を行うことは、本条の規定の趣旨に反し、認められません。一方で、地方公共団体が審議会等の場を活用して、専門的な意見に対する住民の反応を確認する趣旨で住民代表からの意見を聞くこと自体は妨げられるものではなく、このような趣旨で専門的知見を有する構成員と住民代表たる構成員により審議会等を構成することも妨げられません。

Ａ７－１－５「審議会その他の合議制の機関」とは、地方公共団体が条例で定めるところにより、執行機関の附属機関として設置する機関（地方自治法第138条の4第3項）であり、具体的には、令和3年改正法の全面施行前の条例に基づき、各地方公共団体で個人情報保護制度について諮問を受けている個人情報保護審議会等の機関を想定しています。また、審査請求の審査を行う個人情報保護審査会が当該機関の役割を担うことも想定されます。

地方公共団体の動向

「神奈川県」　「これまでの県の施策との継続性を確保し、個人の権利・利益の保護を全うしつつ、県の施策を実施していくにあたり、審議会は引き続き重要な役割を果たすものと考えられる。そのため、県として、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、確実に審査会の意見が聴くことができるよう、条例で適切に規定をすることが適切である。」

「京都市」　高度な専門性や市民感覚などの観点から、市外部の委員によって構成される第三者機関としての審議会の役割は今後とも重要、改正法の趣旨に基づく審議会の位置づけを新条例で規定

「横浜市」　審議会は、今後もその専門性を発揮することが期待されている。

「逗子市」　改正法の諸規定と改正法第５条に定める地方公共団体の責務に照らして、審議会に諮る必要がある場合は、改正法第 129 条により諮問できることや必要に応じて報告すること、意見を求めることができるように条例に規定し、実施機関が積極的に審議会を活用できるようにすべき

⑨　要配慮個人情報・本人外収集・目的外利用・提供、オンライン結合等と審議会

地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。令和3年改正法では、社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立の要請を踏まえて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、法の規律を適用して解釈を委員会が一元的に担う仕組みが確立されたところ、地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。　　ガ 71

Ａ７－１－２法第69条第2項第2号及び第3号に規定する「相当の理由があるとき」に如何なる事例が該当するか否かについては、これらの条項の法解釈に関する事項であり、法第129条に規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合」には該当しません。Ｑ７－１－１の回答にある「運用ルールの細則」については、例えば、法令

やガイドライン、事務対応ガイドに従いつつ、専門的知見に基づく意見を踏まえて、法第62条に基づく利用目的の明示の具体的方法、法第65条に基づく正確性の確保のための方策、法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法、法第69条第2項第1号に基づく本人同意の取得方法等に関する運用ルールを策定する場合が考えられます。

Ａ３－２－１要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いていません。よって、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。

他方、法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（法第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第2項）ほか、法第63条（不適正な利用の禁止）、法第64条（適正な取得）等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。　　ガ20参照

地方公共団体の動向

「神奈川県」

・要配慮個人情報の取扱制限、本人外収集の制限、電磁的方法による提供の制限

個情委は改正法に定めがない以上条例で制限規定を設けることは許されないとする。同審議会は、こうした見解には納得できないとして、審議会として個人情報保護委員会に照会をしたが、それに対する回答には従前の見解以上の説明はなかったことから、答申では「当審議会として納得できるような十分な説明がなされないままに、結論のみ示されてしまっていることについては非常に遺憾であると考える。」としている。しかし、これらの制限規定を条例に規定すべきとも考えられるとしつつ、結論としては、「許容されない旨の回答が既になされている点に鑑みると、地方公共団体としてこうした法違反と判断される可能性がある対応を行うことが困難であることも想定される。また、改正個人情報保護法の適切な運用により…必要とされる水準の確保は可能であるとも考えられる。」としてこれらの制限規定は置かず、「県において専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会へ諮問を行う等、引き続き本人の権利利益の保護が十分に確保されるよう、必要な対応をとることが適当である。」とした。

・利用及び提供の制限

改正法の例外規定の内容は条例とは異なる。しかし、当該適用除外事項の具体的な内容等について、個人情報保護条例の規定と改正個人情報保護法の規定とを比較したところ、現在の運用と概ね同程度の運用が可能であるとしている（注;法 69 条の解釈運用などにより可能)。そして「必要に応じて個人情報保護委員会への確認を行うとともに、専門的な知見に基づく判断が特に必要であると認めるときには本審議会への諮問も行いつつ」施行準備や

施行後の制度運用を行っていくのが適当、とする。
「京都市」
・本人外収集　改正法で現行条例に相当する規律がされており、特段の手立てを講じる必要はない
・目的外利用・提供　特段の手立てを講じる必要はないが、特に必要な場合は審議会の意見聴取をすべき、提供先や利用目的の可視化について条例で義務付けるべき
・オンライン結合　要配慮個人情報を電子計算機で処理するとき等とりわけ配慮が必要と認められる場合は審議会が関与することを条例で義務付けるべき
・安全管理　責任者の設置を条例で義務付けるべき、漏えい等の本人通知制度を条例で義務付けるべき
・開示等の請求や存否応答拒否決定、裁量的開示、行政機関等匿名加工情報の提供状況等の報告の仕組みが必要
「横浜市」
・本人から収集するよう努めることを責務規定として定めるべき
・権利利益の侵害を招く可能性が特に高い人種、信条、及び社会的身分に係る個人情報は収集しないよう努めることを責務規定として定めるべき
・（審議会に対し）目的外の利用・提供については一定の場合に報告、委託の場合に報告、登録簿・ファイル簿等の報告、本人外収集、思想信条等の情報の収集についての相談等を規定する

［開示請求権等］

⑩　情報公開条例との整合性

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能としている（法第78条第2項）　　ガ47

コメント
　今回の個人情報保護条例改正に整合させるために情報公開条例を積極的に改正するところとそうでないところがあるが、情報公開条例改正に関する問題はここでは省略する。

⑪　手数料

7‐1‐13手数料 開示請求をする者は、行政機関の長に対して請求を行う場合には政令の定めにより、地方公共団体の

機関に対して請求を行う場合には条例の定めにより、独立行政法人等又は地方独立行政法人に対して請求を行う場合には当該独立行政法人等又は当該地方独立行政法人の定めにより、実費の範囲内で、手数料を納なければならない（法第89条）。地方公共団体の機関においては、手数料に関する条例において、算定方法を工夫した適当な額とすること（例えば、従量制とすること。）や手数料を徴収しないこととすること（手数料の額を無料とすること。）も可能である。　　ガ52

Ｑ５－７－１開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

Ａ５－７－１地方公共団体における開示請求に係る手数料は、「実費の範囲内において条例で定める額」とされており（法第89条第2項）、その額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとされています（法第89条第3項）。「実費」には、開示決定を受け付け、保有個人情報を検索し、開示の是非を精査し、開示決定等の通知書を発するまでの申請事務処理の費用と、請求対象の保有個人情報が記載された行政文書の写しの作成経費などの実施に必要な経費が含まれます。国と異なる手数料とすることも可能ですが、各地方公共団体において、法の趣旨を踏まえ、条例で適切に定める必要があります。なお、実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。

地方公共団体の動向

「神奈川県」「京都市」「横浜市審査会」「藤沢市」「逗子市」

従来通り、請求手数料は取らず、写しの作成・送付について実費を取る

「北海道」　法に基づく手数料を定める。免除規定を置く

⑫ 訂正請求等における開示請求の前置

7‐2‐2訂正請求の対象となる保有個人情報

訂正請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、次の情報に限られる（法第90条第1項）。

(1)開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（同項第1号）

(2)開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けた情報（法第90条第1項第2号）　　ガ52

利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定により開示を受けたものに限られる（法第90条第1項及び第98条第1項）　　ガ56

Ａ５－８－２開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。［法 108 条参照］

地方公共団体の動向

「神奈川県」「逗子市」　これまで通り開示請求前置主義を採用しないことが適当

⑬ 開示請求等の手続き

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、法や行政不服審査法の規定に反しない限り、地方公共団体が条例で必要な規定を定めることは妨げられない（法第108条）。

【条例で定めることが想定される例】

・開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの

・開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの　　ガ61

「開示等の請求の処理を迅速かつ適切に行うため、請求書の記載事項に必要な事項を追加するもの」

Ｑ５－３－３任意代理人からの開示請求について、本人の意思を特に確認する必要があるときに、本人に対して確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認する手続をとることはできるか。また、これを認める法施行条例の規定を設けることはできるか。

Ａ５－３－３任意代理人による請求の場合は、法定代理人による請求の場合と異なり本人から委任を受けていることが要件となります。そのため、なりすまし等による開示等請求制度の悪用を防止する観点から、任意代理人の資格を確認することは重要であり、必要に応じて本人に対して確認書を送付し、その返信をもって本人の意思を確認することは妨げられません。また、法第108条に規定する開示の手続に関する事項としてこれを認める法施行条例の規定を設けることも妨げられません。

Ｑ５－３－４未成年者の法定代理人からの開示請求について、法定代理人である親権者が婚姻中の父母の場合、連名での開示請求を求めることはできるか。

Ａ５－３－４法第76条第2項に基づく未成年者の法定代理人による開示請求において、一律に婚姻中の父母の連名での請求を求めることは、当該未成年者や父母の置かれた状況によっては、開示請求権について法に定めの無い制限を課すものであり、許容されません。その上で、個別の事情に照らして、例えば、当該未成年者とその法定代理人として開示請求を行った親権者との間において利益相反が疑われる場合、その利益相反防止の観点から、法第78条第1項第1号の該当性の判断に当たり当該親権者以外の者に対する照会等を行うことは許容されます。

「開示等の請求の処理期限を法の規定より短い期間とするもの」

Ｑ５－６－１法は、開示決定等の期限について、①原則として開示請求があった日から30日以内とした上で（法第83条第1項）、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長することができることとしている（同条第2項）。これらの期間について、法施行条例で規定することにより、より短い期間とすることができるか。また、①の期間を15日以内とした場合、②の期間を45日以内とすることはできるか。

Ａ５－６－１法第108条は、開示の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示決定等の期限については開示の手続に関する事項に含まれるため、法施行条例で30日以内の任意の期間とすることは認められます。また、法第83条第2項の延長可能な期間についても、30日以内の任意の期間とすることは認められます。もっとも、法第83条第1項の期間を短縮した場合であっても、同条第2項の期間について法が定める3

0日を超える期間とすることはできません。

Ｑ５－６－２開示決定等の期限に係る初日の算入又は不算入といった期間計算の方法について、法とは異なる内容を法施行条例で規定することはできるか。

Ａ５－６－２期間計算の方法については、民法（明治29年法律第89号）第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することになるところ、これと異なる方法を法施行条例で規定することはできません。

地方公共団体の動向

「神奈川県」　請求日から起算して 15 日以内に決定するが、45 日以内まで延長が可能とされていた。請求から決定までの期間は従来通りとし、延長できる期間を 30 日に短縮した

「京都市」　現行通り 14 日以内に決定とするべき

「横浜市審査会」　現行は決定まで 15 日（翌日から 14 日）、延長は請求日から 60 日以内だが、法に合わせ、決定まで 30 日、延長はそこから 30 日に。開示が遅延しないよう責務規定を置く

「藤沢市」　現行は決定まで 15 日、延長は 45 日以内だが、決定まで 30 日、延長 30 日以内とする

「北海道」　請求日から 14 日以内に決定、14 日以内で延長可、特例延長あり

「逗子市」　現行の、請求があった日から 7 日以内に決定、請求があった日から 30 日を超えない範囲で延長できるとの規定と同様のものにする